

入 札 公 告

このことについて、次のとおり条件付一般競争入札（電子入札）を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和8年10月6日

宮崎市長 清山 知憲

1 工事等

- | | |
|---------------|---|
| (1) 契約番号 | 433 |
| (2) 工事名 | 宮崎神宮駅自転車駐車場新設工事 |
| (3) 工事場所 | 宮崎市神宮東3丁目132番地1 |
| (4) 工期 | 令和9年2月9日 |
| (5) 公表金額 | 22,840,000円（予定価格×100／110） |
| (6) 最低制限価格 | 有 |
| (7) 業種 | 建築一式工事 / B ランク |
| (8) 工事概要 | 宮崎神宮駅自転車駐車場（延べ面積：180.24m ² ）の新設工事とする。 |
| (9) 建設リサイクル法 | 非対象 |
| (10) 不調不落対策工事 | 非該当 |
| (11) その他特記事項 | 技術基準に関する適用（週休2日・電子納品・快適トイレ・ICT・CCUS・情報共有システム等）については、特記仕様書又は現場説明書（入札情報サービスに掲載）を確認すること。 |

2 参加資格要件

- (1) 基本要件
- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- ②手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- ④民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- ⑤本工事の告示日から入札参加資格の確認日までのいずれの日においても、宮崎市入札参加資格停止要綱（令和7年告示第368号）による入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- ⑥入札に参加しようとする者の間に、別で定める「資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について」において規定する基準のいずれかに該当する関係がないこと。

- (2) 本店所在地 宮崎市内に本店を有すること。
- (3) 名簿登載
- ・入札時点において宮崎市競争入札参加資格者名簿に建築一式工事（Bランク）の登録があること。
 - ・建築一式工事において、有効な経営事項審査結果があること。
- (4) 建設業許可
- ・建設業法第3条第1項の規定に基づく当該業種に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者であること。
- (5) 手持ち制限
- 本工事の開札時点において、本市（上下水道局を含む）及び宮崎市土地開発公社が発注した予定価格800万円以上の工事で完了していない工事（落札・落札候補者となっている案件含む）の件数が下表を満たすこと。

手持制限件数	
第一希望	： 同業種で1件以内
第二希望以下	： 参加資格なし
※緊急工事、不調不落対策工事は手持ち件数に含まない。	

- (6) 実績要件
- ・当該年度を含む過去11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した同業種の工事で、下記の請負金額以上の工事を元請で施工、完了している実績（共同企業体の構成員としては、出資比率が20%以上）があること。
 - ※共同企業体の構成員としての実績は、請負契約額に出資比率を乗じた額とする。
 - ・当該年度を除く過去2か年度に受注し、完了した建設工事があるときには、宮崎市工事検査要綱に定める工事成績表の評点が6.5点以上であること。

請負金額
1,000万円以上

- (7) 技術者要件
- ・建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。ただし、請負金額が9,000万円未満となる場合、専任で配置する必要はない。
 - ・主任技術者及び監理技術者は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。
 - ・監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であること。

- (8) 地区要件 無

- 3 本工事に関する担当課 公共建築課

4 入札手続等

- (1) 設計図書等の配布 入札情報サービスシステムからダウンロードすること。

- (2) 設計図書等に関する質疑

- ① 提出期限 公告日から入札締切日の4日前の正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 ② 提出先 工事担当課
 ③ 質疑に関する回答 入札締切日の2日前までに行う。
 なお、質疑事項と回答は、入札情報サービスシステムに掲載する。

- (3) 現場説明会 無

5 入札の日程【電子入札】

	期間・期日等	場所・留意事項
入札書受付期間	令和8年10月19日 午前7時から 令和8年10月20日 午前11時00分まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。
開札日時	令和8年10月20日 13時01分	宮崎市役所 第二庁舎 3階 契約課 第1入札室

6 入札参加

- (1) 申込 入札への参加をもって申込とする。
- (2) 入札の無効
- ①宮崎市財務規則（平成元年規則第1号。以下「規則」という。）第125条に規定する場合のほか、入札時点において入札参加資格の無い者のした入札は無効とする。
 - ②工事費内訳書の添付がない入札は無効とする。
 - ③開札時点で、参加資格要件にある手持制限（落札候補者を含む）を超えた場合はその入札は無効とする。
- (3) 入札保証金 規則第122条第2項第2号の規定により、免除とする。
- (4) 落札者の決定方法 規則第127条に規定する予定価格の制限の範囲内で、規則第128条に規定する最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、市長が落札候補者に競争入札参加資格があると認めた場合に落札者として決定する。
- (5) 提出書類 落札候補者の入札参加資格を確認するため、施工実績の提出を求める場合がある。
- (6) 提出期限 入札日の翌日から3日以内

7 契約及び支払い

契約保証金	契約保証金の取扱いは、規則第105条の規定による。		
支払条件	前払金・中間前払金 有	部分払0回	完成払

8 掲示場所及び期間

掲示場所	〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 宮崎市役所 本庁舎前掲示場 TEL 0985 - 21 - 1725 FAX 0985 - 23 - 5517
	〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 宮崎市 総務部 契約課内 TEL 0985 - 21 - 1725 FAX 0985 - 23 - 5517
掲示期間	公告の日から下記掲示終了日まで ※ただし、総務部契約課における掲示の閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

掲示終了日 令和8年10月27日